

する。遺物は一括廃棄されたような状況を呈しており、芳原城の消長を示していると考えられる。

さて護符の出土状況であるが、出土地点は城山の南東端にあたる

南堀の東端部の植物腐植土層上より他の遺物と共に出土している。表向きで護符の上を北に向け、ほぼ水平な状況で出土している。他に護符に関係するような付属遺物は認められないし、他の呪具とも一〇m以上の隔たりがある。

8 木簡の紹文・内容

(1) 「(梵字)奉轉讀大般若經一部 明應一年(穿孔)。」
七月 332×21×5

上端は山形をなし下端の右角を斜に切っている。下から五・三cmのところに四mmの円孔を穿っている。

9 関係文献

宅間一之「芳原城跡」試考』『土佐史談』一五六号 土佐史談会 一九八一年)

四年



(太宰府)

八世紀前半代から官衙域が形成されていたことが判明した。今回の調査地は広場に西隣し、政庁地区の西南

明らかになった。これの東側の日吉地区では、一棟分の掘立柱建物跡が検出され、八世紀前半代から官衙域が形成されていたことが判明した。今回の調査地は広場に西隣し、政庁地区の西南

れた朱雀大路的的道路の遺構が存在せず、広場的な性格をもつ空間地であったことが明らかになった。これの東側の日吉地区では一棟分の掘立柱建物跡が検出された。今回の中代から官衙域が形成されていたことが判明した。今回の中代から官衙域が形成されていたことが判明した。今回の中代から官衙域が形成されていたことが判明した。

福岡・大宰府跡（不丁地区）

福岡県太宰府市大字觀世音寺字不丁

一九八三年（昭58）三月～一九八四年（昭59）三月

機関
九州歴史資料館

直担当者
石松好雄ほか

跡の種類
官衙跡

跡の年代 奈良時代

跡および木簡出土遺構の概要

府史跡におけるこれまでの発掘調査の結果、政庁地区（都府

前面では、中軸線上に予想された朱雀大路的道路の遺構が

存在せず 広場的な性格を

明つま二ひつ。二の更

側の田吉地区では一凍分

の掘立柱建物跡が検出され、

八世紀前半代から官衙域が

隅に接するが、こここの不丁という小字名が「府序」に音通することから、すでに政庁関係施設の存在が想定されていた地域であり、一九七一年の第一七次調査では二間×七間の南北棟礎石建物跡を検出していった。

今回の調査は太宰府市の觀世音寺地区土地区画整理事業とともに、不丁地区の西半分の約六〇〇〇m²についてのべ七次にわたって実施した。その結果、合計二三棟の掘立柱建物跡を検出し、前述の想定が証明された。現在、東側の日吉地区官衙域に対して、便利的に不丁地区官衙域と称しているが、政庁前面地区では、広場をはさんで東西の両側に政庁関係施設が並んでいたことになる。なお、これらの掘立柱建物は同時期に併存したものではなく、遺構の重複ないし位置関係などから大きく三期に分けられ、出土遺物から見てこれらはいずれも八世紀代に属し、九世紀前半代には掘立柱建物から礎石建物に移行していくと考えられる。

このような建物跡のほかに、柵・溝・井戸・土壙などの遺構を検出したが、木簡はすべて調査区の東端部で検出した南北溝から出土した。この溝は政庁中軸線から西へ約七二mに位置し、全長は確認できないが、幅が五m前後、深さは一m前後のもので、一部では護岸のための丸杭が打ち込まれていた。おそらく不丁地区官衙域の東限を画するものであろう。またここからの出土遺物はいずれも八世紀前半代に属するものであり、このことからこれは八世紀前半代に開鑿され、この世紀中葉の天平末年ごろには埋没したと推定される。出土遺物は各種の土器をはじめ、瓦や陶磁器など多種多様であるが、木簡と同じ溝からは鉄滓・鞴羽口・堺堀などの製鐵関係遺物も出土している。また墨書き土器の器形はいろいろあるが、硯として使用されたものもある。それらには「久女」「戊寅」「三宅」「膳」「申」「高杯」および「大城」などの文字が墨書きされ、このほかに判読できないものも数点ある。このうち、「戊寅」を木簡と同時期の干支を示すものとすれば、天平一〇年（七三八）に当たる。また「大城」については、『万葉集』では大野城が築かれた四王寺山のことを大城山と詠んだ例が見られるので（万一一四七四）、あるいは大野城ないし四王寺山を意味するのかもしぬれない。

8 木簡の釈文・内容

前述のように、木簡はすべて南北溝から出土したもので、総点数は一四四点である。ちなみに調査次ごとの出土点数をあげると、第八三次が三点、第八四次が一点、第八五次が五八点、第八七次が五二点である。このうち第八七次分は年度末に出土したものであり、いまだ整理が完了していないので、ここでは報告を割愛する。

まず、これら六二点について型態的に分類すると、○一一型式が一点、○一九型式が一点、○三二型式が八点、○三三型式が一点、○三九型式が二点、○五一型式が二点、○六五型式が二点、○八一型式三〇点そして○九一型式が七点となる。なお、○八一型式の

中にはその原形が○一型式と推定されるものが五点、同じく○二型式が二点含まれている。

次に、これらに墨書きされた文字について見ると、少なくとも一字以上を判読できるものは二一点にすぎず、損傷や墨が薄いために判読が困難なものが二一点、わずかな墨痕が見られるのみで、具体的な文字を想定できないものが一九点、墨痕が全く認められないものが一〇点に分類できる。墨痕が認められないものの中には○三一型式が五点、○三九型式が二点含まれているが、これらには成形されただけで未使用の可能性の大きいものがあり、大宰府における木簡のあり方を考える上で重要な手がかりを与える資料と言えるだろう。それでは、二一点の訛文をかかげよう。

- (1) 「兵士合五十九人 定役五十四」
〔筑前カ〕
〔筑後兵士井一
〔筑後兵士井一〕〕
- (2) 「□ 尊者上座者火急殿門進上宣 須良状×」
〔342〕×31×2 051
- (3) • × 造廳造造廳造□廳□×
- × □『大豆五斗』造造廳大×
- (4) 「▽糟屋郡紫草廿根」
- (5) 「▽國賀郡紫草□□」
〔草カ〕
- (6) 「▽國賀郡紫□□」
〔草カ〕
- (7) 「▽加麻郡□□」
〔紫カ〕
- (8) 「▽夜須郡苦壹張」
〔▽調長大神マ道祖〕
- (9) 「▽肥前國松浦郡神戸調薄鰯×」
〔144〕×24×4 031
- (10) 「受瓦工廣野」
〔受使マ他田舎干依
〔卷足口期伊福マ□□
〔遠賀郡子弟名〕〕
- (11) 「廿一」
〔受使マ三家連安
〔卷足口期伊福マ□□
〔遠賀郡子弟名〕〕
- (12) 「×四月二月休□花廿□」
〔(243)〕×(58)×4 081
- (13) 「一月十日 □夫十一日井十二日十九」
〔(26+145)〕×(7)×5 081

1983年出土の木簡

- | | |
|------|---|
| (13) | ・×府□仍附仍附附府府喚 |
| (14) | □ 嘆□喚喚 嘆喚 嘆件
〔 ^ヲ 〕 |
| (15) | 豊前國豊代□□ |
| (16) | ・「果安 安安如如 |
| (17) | ×□□拾貳□× |
| (18) | ×□斗一升」 |
| (19) | ×大野郡黒葛」 |
| (20) | ×薄鰯× |
| (21) | ×申申申× |
| (22) | ×祭祀□× |
| (23) | ×三麦□三麦× |
| (24) | 〔 ^ヲ 〕 |
| (25) | 海海海海海海海海 |
| (26) | (243)×(31)×3 081 |
| (27) | (250)×(28)×2 081 |
| (28) | (87)×(12)×2 081 |
| (29) | (94)×20×4 081 |
| (30) | (53)×29×4 081 |
| (31) | (46)×19×2 081 |
| (32) | (4)～(8)はいずれも紫草に関するものであり、ここでは割愛した第
八七次調査出土木簡の中にも(4)と同筆同文のものなど紫草に関する
ものが数点見られ、これらが比較的まとまって出土したことは今回
の特徴の一つである。周知のように、紫草はムラサキ科の多年草
であるが、古来その根は紫色の染料として用いられた。天平九年の
『豐後國正税帳』によれば、同国では紫草園が經營され、国司の部
内巡回一四度のうち二度がそれにかかるものであり、しかもすべ |

さて、出土木簡のうち判読できたものは以上のとおりであるが、これからもうかがわれるよう、注目すべき内容をもつものが少ない。以下、若干の補足を行い、それについて述べる。

府仍附仍附附府府喚
喚喚喚喚喚件

(243) × (31) × 3 081

(250)×(28)×2 081
かでない。天平六年は七三四四年に当たり、大宰府史跡出土の紀年銘
を有するものとしてはこれが最古のものである。

(3)の「大豆五半」は異筆で、削りの状況からすれば、これは他に先行するようである。何らかの文書本簡が用済みになつて習書用に転用されたとも考えられ、その場合は表裏を反対にみなすべきかもしないが、なお検討を要する。

(4)～(8)はいずれも紫草に関するものであり、ここでは割愛した第八七次調査出土木簡の中にも(4)と同筆同文のものなど紫草に関するものが数点見られ、これらが比較的まとまって出土したことは今回の特徴の一つでもある。周知のように、紫草はムラサキ科の多年草であるが、古来その根は紫色の染料として用いられた。天平九年の『豊後國正税帳』によれば、同国では紫草園が經營され、国司の部内巡回一四度のうち三度がそれにかかるものであり、しかもすべ

て国守みずから巡行し、とくに第二度目は大宰府使の紫草園検校に同行したものであった。

賦役令では調副物として正丁一人に紫三両と規定され、また『延喜式』民部上では交易雜物として甲斐國など一〇國に紫草の貢進が課せられているほか、大宰府には五六〇〇斤、さらに年料別貢雜物として日向・大隅両国に合計二六〇〇斤の紫草と大宰府に染造した各種の布帛類の貢進が課せられていた。つまり、大宰府は染料としての紫草を貢進するだけでなく、布帛類を染造してそれを貢進したのであるが、それを担当したのが貢上染物所である。ただ、その名は天長三年（八二六）一二月三日の官符に初見されるものであり、職員令にはこれにかかるような職掌を有する官人は見られず、その存在がいつまでさかのぼるかは明らかでない。またその単位として『延喜式』などの斤両に対しても根が用いられているが、前者は染料としての紫草を量る単位として、後者はいまだ植物の状態にあるそれを数える単位であろう。

これに見える三郡はいずれも筑前国に属しているが、このうち岡賀郡は遠賀郡と考えられる。『日本書紀』神武即位前紀甲寅年一月甲午条には「嵐水門」、『統日本紀』天平二年九月戊申条には「遠珂郡家」などが見え、『延喜式』民部上では「遠賀」と記されているが、いずれもヲカと訓まれている。管見の限りでは、この岡賀という表記は初見のようであり、嵐から遠賀への過渡期における表記であろう。なお、「岡」字は異体字を用いている。

(9)の夜須郡も筑前国に属する。賦役令は苦を調副物の一つとしているが、『延喜式』主計上では中男作物とされている。養老元年（七一七）に調副物などを廃して中男作物を課すように改制されているので、この木簡の下限時期はその前後であろう。調長は弘仁一三年（八二二）閏九月二〇日の官符に見える。

(10)の神戸については『新抄格勅符抄』所載の大同元年（八〇六）牒に大宰神封として「田嶋神十六戸肥前國」が見える。田嶋神社は現在佐賀県東松浦郡呼子町加部島に鎮座する式内社であり、確証が存するわけではないが、この神戸がその封戸であった可能性が考えられる。この木簡は文書的であり、おそらくは神祇令にいう「国司検校申送所司」にかかるようなものではないだろうか。

(11)は一種の歴名であり、今回出土木簡の中では異質なものである。これに見える四氏はいずれも周知の氏名であるが、彼らが遠賀郡を本貫としていたとすれば、この木簡は初見史料である。この歴名の分析や表裏の関係など、これについてはなお検討を要する。

(12)は何らかの集計であろうが、具体的なことは明らかでない。(13)の「豊前國」には意味があるようにもみえるが、「豊代」の意味は明らかでない。地名かとも考えられるが、現在までのところでは知られていない。おそらくは(13)や(19)と同じように、習書であろう。

(14)の大野郡は豊後国である。黒葛は、賦役令では調副物、『延喜

式』主計上では中男作物とされ、西海道では肥後・豊前・豊後の三國に課せられている。また前述の弘仁一三年官符には「採黒葛丁国別二入」と見える。

ところで、前述のように、今回出土した木簡ではいわゆる付札類が二〇点あり、これにその原形が付札類ではないかと推定される二点を含めると、全体の三分の一強を占めている点が注目される。大宰府の性格からして、その出土は決して不思議なことではなく、むしろ当然と言うべきことでもあるが、従来の出土傾向ではその占める割合が小さかったので、今回の比較的まとまつた出土が目につくのかもしない。出土点数が多いわけではないので、あえて特記するほどのことはないかもしれないが、あくまでも本年度の結果という意味でこのことをあげておこう。

なかでも、ほぼ原形をとどめているにもかかわらず、墨痕は全く認められないものが五点あるが、これは単なる偶然とは考えられない。それらの面はいずれもきれいに削られているので、使用を前提に成形されたことは明らかである。再利用のため表面を削りとつたとも考えられるので、必ずしも断定できるわけではないが、おそらく新品ではないだろうか。墨書を意識して削ったようなものではなく、またいすれも四～五mmの厚さをもつていていることなどからもそのように考えられる。つまり、これらは荷札として大宰府に運び込まれたものが表面を削られて廃棄されたのではなく、もともと大宰府

において付札として用いるために成形されたが、何らかの事情から未使用のまま廃棄されたのであろう。

これは(4)～(8)とも関連する。これらには郡名と物品名およびその数量が記されているにすぎず、このことはこれらが保管や整理のための付札であったことを示唆している。前にも触れたように、(4)と同筆同文のものが見られるし、また厳密に分析したわけではないが、「紫」字は運筆などがきわめて近似しているようであり、これらの木簡は大宰府で作られたとみなしてよいだろう。

9 関係文献

九州歴史資料館『大宰府史跡—昭和五十八年度発掘調査概報』

(一九八四年)

(倉住靖彦)